

小松小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

以上の定義をもとに、本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるもので、全く無関係でいる児童はない。」という認識にたち、全児童が「いじめのない明るく、楽しい学校生活」を送れるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2. 「いじめ」防止等の組織

(1) いじめ防止等に組織的に対応するため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、保健主事、養護教諭、学年主任

(3) 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。

① 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正を行う。

② 関係機関、専門機関との連携を計る。

③ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。

④ 関係する児童への指導や支援の体制及び保護者への対応方針を決定する。

⑤ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかどうかを判定する。

⑥ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進を行う。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携

- ・学校、家庭、P T A、学校協議会、地域活動協議会、連合町会、社会福祉協議会、民生委員、主任児童委員、青少年健全育成会、こども相談センター、子育て支援室等

3. いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが有効な対策である。そのために、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成することが大切である。

(1) いじめを許さない、見過ごさない集団づくり

- ・話し合い活動、学級活動の充実
- ・道徳教育の充実

(2) 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・みんなが参加・活躍できる学習活動
- ・達成感、成就感をもたせる授業づくり
- ・習熟度別少人数授業の充実
- ・情報モラル教育の実施

(3) 人とのつながりを喜び合える体験活動

- ・コミュニケーション力の育成
- ・学校行事や児童会活動において豊かな体験活動の推進
- ・心をつなげる「あいさつ運動」
- ・心もきれいにする「校内美化活動」

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見のために、様々な手段を講ずる。

- (ア)児童の様子を見守り、日常的に丁寧に観察を行う。児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。
- (イ)問題の児童がいる場合は、学年集団、生活指導部会で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- (ウ)いじめについてのアンケートを年2回行い、実態把握に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一丸となり問題の解決にあたる。

- (ア)いじめ問題を発見した時は、担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての職員が対応を協議し、問題の解決にあたる。
- (イ)情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の心情と安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては厳しく指導する。
- (ウ)傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であることを指導する。
- (エ)場合によっては、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (オ)心の傷を癒すため、スクールカウンセラー等と連携を図りながら指導する。